

寒川町職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第14号

寒川町職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の分限に関する条例施行規則(昭和31年寒川町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「休職期間」を「休職の期間」に改める。

第3条の見出し中「休職期間」を「休職の期間」に改め、同条中「休職処分に付された職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定により休職にされた職員」に改め、「条例第6条第2項の規定により」を削り、「疾患」を「傷病(傷病の名称に関わらず、復職前の休職処分に係る傷病との間に相当の因果関係があると認められる傷病を含む。)又は休職処分中に併発した別傷病」に、「休職処分に付された場合」を「休職にされた場合」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同条ただし書中「復職後6月」を「復職した日から1年」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に休職にされている職員が、この規則の施行の日以後に当該休職にされた傷病と同一傷病により休職にされた場合(同日から連続して休職にされた場合に限る。)における休職の期間の通算については、なお従前の例による。